

議案第九十九号

八會三朝ユースホステル使用条例の一部改正について

次のとおり八會三朝ユースホステル使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂 出 雅 乙

写

昭和四拾四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

八〇三三朝ユースホステル使用条例の一部を改正する条例

公営三朝ユースホステル使用条例（昭和三十八年三朝町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公営三朝ユースホステル使用条例

第二条第三項中「出来る」を「できる」に改める。

第三条第一項中「当り」を「あたり」に、「出来る」を「できる」に改め、

同条第二項中「出来る」を「できる」に、「但し」を「ただし」に、「於て」を「おいて」に、「事由」を「理由」に改める。

第四条第二項中「通り」を「とおり」に改め、同条第二項中「但し」を

「ただし」に、「事由」を「理由」に、「止む」を「やむ」に改める。

第七条中「出来る」を「できる」に改める。

第八条中「但し」を「ただし」に、「出来る」を「できる」に改める。

別表一中

その他の規定

1. 暖房料は十一月一日から三月三十一日までとする。但し集會堂使用者は一人一〇円とする。

2. 集會堂使用料は午前十時から午後三時までとする。

を

備考

1. 暖房の期間は十一月一日から三月三十一日までとする。

2. 集會堂の暖房料は一人十円とする。

に改める。

備考

1. 休養堂 定員は二名とする

を

備考

休養堂の定員は二人とする。

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。